

定額減税しきれないと見込まれる方への 給付（調整給付金）のご案内

確認書の返送期限は **10月30日** です

●納税者本人と扶養親族（控除対象配偶者を含む）の数から算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の令和6年分推計所得税額・令和6年度住民税所得税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を給付します。該当される方には9月9日付けで郵送しています。

●給付金を受給するためには、確認書の返送手続きが必要です。

確認書を令和6年10月30日までに明日香村役場住民課給付金担当に返送ください。上記までに返送がない場合または村に返送された確認書に不備があり、村が定める期限までに必要な修正が行われない場合は本給付金の支給を辞退されたことといたします。

給付対象者

住民税が賦課される方のうち、基準日（令和6年6月3日）において納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が令和6年推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年住民税所得割額を上回る方が対象です。

調整給付額

下記①②を合計し、1万円単位に切り上げた額を支給します。

- ①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額
(①<0の場合は0)
- ②住民税分定額減税可能額－令和6年度住民税所得割額
(②<0の場合は0)

「令和6年分推計所得税額」は令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は当該不足額を令和7年度に追加給付する予定です。

※定額減税可能額

所得税分定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)

住民税分定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)

給付金の給付時期

確認書を受理し、審査後3週間後が目安です。

【問い合わせ】

明日香村役場住民課 給付金担当

0744-54-2282 (直通)